

瀬戸内海環境保全特別措置法に 基づく事前評価に関する書面

令和 8年 2月 27日

申請者の住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称、代表者名）

大分県大分市大字佐賀関 3 の 3382 番地

JX 金属製錬株式会社 佐賀関製錬所

所 長 千 田 裕 史



工場又は事業場の所在地及び名称

大分県大分市大字佐賀関 3 の 3382 番地

JX 金属製錬株式会社 佐賀関製錬所



1 許可申請の概要

(1) 特定施設設置（変更）の理由及び内容

佐賀関製錬所においては、銅製錬工程を活用し、リサイクル原料に含まれる有価金属を回収することを目的として平成 23 年度にキル炉を稼働した。以降、リサイクル原料の処理量を増加させてきており、令和 3 年度には No.2 キル炉を増設し、令和 7 年度には No.2 キル炉処理能力増強の改修を経て処理量増加に対応してきた。今後のリサイクル原料処理量増加に応じるため、No.3 キル炉を新設する。No.3 キル炉の新設にあたり、特定施設として廃ガス洗浄施設（62ホ：廃ガス洗浄施設）5 基 およびミストコレクタ（62ハ：湿式集じん施設）2 基を併せて設置する。

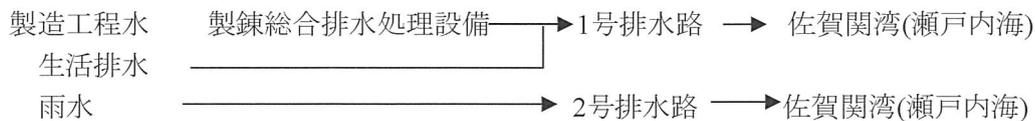
(2) 排水口における排出水の汚染状態及び量が減少（変らず）の場合はその理由

設置する施設から排水は発生するが、回収処理後に循環使用するため、排水口における排出水の汚染状態及び量に変更はない。

2 工場又は事業場からの排水経路並びに工場又は事業場の排水口の位置及び数

(1) 別図のとおり

(2) 排水系統及び排水経路の略図



3 工場・事業場の各排水口における排水の汚染状態の通常値及び最大値、当該排水の1日当たりの通常量及び最大量並びに当該排水の汚濁負荷量

排水口	区分 項目	現状				設置後				負荷量・水量 の増減(kg/日)	
		水量・水質		負荷量		水量・水質		負荷量			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
排水口 No. 1	排水量(m ³ /日)	144,062	277,754			144,062	277,754			0	0
	pH	8.0	6.0~8.4			8.0	6.0~8.4				
	COD(mg/L)	3	6	833	1,667	3	6	833	1,667	0	0
	SS(mg/L)	10	15	2777	4,166	10	15	2777	4,166	0	0
	T-N(mg/L)	1.5	2.9	417	805	1.5	2.9	417	805	0	0
	T-P(mg/L)	0.2	0.3	56	83	0.2	0.3	56	83	0	0
	Cu	0.6	1	167	278	0.6	1	167	278	0	0
	Zn	1	1	278	278	1	1	278	278	0	0
	As	0.05	0.07	14	19	0.05	0.07	14	19	0	0
	Pb	0.05	0.05	14	14	0.05	0.05	14	14	0	0
	Cd	0.005	0.01	1.4	2.8	0.005	0.01	1.4	2.8	0	0
	Se	0.05	0.05	14	14	0.05	0.05	14	14	0	0
排水口 No. 2	排水量(m ³ /日)	0	0			0	0			0	0
				雨水のみ							

※最大負荷量(kg/日)=最大排水量(m³/日)×最大水質(mg/L)×10⁻³

※通常負荷量(kg/日)=最大排水量(m³/日)×通常水質(mg/L)×10⁻³

4 工場又は事業場の排水口の周辺の公共用水域について定められている水質汚濁に係る環境基準その他水質汚濁に係る環境保全上の目標に関する事項

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

備考：海域については、ふっ素及びほう素の基準は適用しない。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

排出先の海域名		佐賀関港	別府湾東部海域
環境基準点		SGSt-3	BSt-20
環境基準類型		BⅡ	AⅡ
基準値	水素イオン濃度	7.8 以上 8.3 以下	7.8 以上 8.3 以下
	生物化学的酸素要求量(mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量(mg/L)	3mg/L 以下	2mg/L 以下
	浮遊物質(mg/L)	—	—
	溶存酸素量(mg/L)	5mg/L 以上	7.5mg/L 以上
	大腸菌数(CFU/100ml)	—	300CFU/100ml 以下
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	検出されないこと
	全窒素(mg/L)	0.3mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	全リン(mg/L)	0.03mg/L 以下	0.03mg/L 以下

(3) その他の水質汚濁に係る環境保全上の目標

① ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準

ダイオキシン類	1pg-TEQ/L
---------	-----------

② その他

特になし。

5 周辺公共用水域の水質の現況及び排出水の排出に伴い予測される周辺公共用水域の水質の変化の程度

(1)-1 周辺公共用水域の水質の現況（海域）

測定月日 令和6年度

測定分析機関名 大分市「令和7年版環境白書」参照

海域名	佐賀関港	測定点名	SGSt-3
-----	------	------	--------

水質の現況	月日	時刻	採水部位	水温(°C)	pH	COD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	n-Hex抽出物質(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	
	月日	千滴の別:	表層			/						
中層												
平均												
千滴の別:		表層			/							
		中層										
		平均										
千滴の別:		表層			/							
		中層										
		平均										
月日		千滴の別:	表層			/						
			中層									
			平均									
	千滴の別:	表層			/							
		中層										
		平均										
	千滴の別:	表層			/							
		中層										
		平均										
	総平均					8.0~8.1	1.6		8.3		0.10	0.016
	将来水質											

測定点毎に用紙をかえること。

(1)-2 その他当該水域に関する事項

特になし。

(2)-1 周辺公共用水域の水質の現況（海域）

測定月日 令和6年度

測定分析機関名 大分市「令和7年版環境白書」参照

海域名	別府湾東部海域	測定点名	BSt-20
-----	---------	------	--------

月日	時刻	採水部位	水温(°C)	pH	COD(mg/L)	SS(mg/L)	DO(mg/L)	n-Hex抽出物質(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)
月 日	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
月 日	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
月 日	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
	干満の別：	表層								
		中層								
		平均								
総平均				8.0~8.1	1.3		8.1		0.09	0.015
将来水質										

測定点毎に用紙をかえること。

(2)-2 その他当該水域に関する事項

特になし。

(3) 予測の方法

- ① 汚濁負荷量の増加の有無（有・**無**）

（ただし、汚濁負荷量の増加がない場合は②③を省略する。）

- ② 排出水の公共用水域での影響範囲

（海域）

省略。

- ③ 予測の手法（海域）

省略。

6 その他当該特定施設の設置等が環境に及ぼす影響についての事前評価に関し参考となるべき事項

- (1) 特定施設の管理体制

製錬・リサイクル課 リサイクル前処理係において、3回/日 点検を実施する。

- (2) 汚水等処理施設の管理体制

製錬・リサイクル課 選鉱・排水処理係排水処理担当において管理する。

- (3) 排出水の分析体制

- ・ pH : 1回/週、自社分析（※測定器で24時間連続測定、記録）
- ・ COD、T-N、T-P、SS : 3回/週、自社分析
- ・ COD、T-N、T-P : 測定器（CODはUV計）で24時間連続測定、記録

- (4) 用途地域

用途地域の指定なし

- (5) その他参考となる事項

特になし